

第 1 章

マネー・ローンダリング対策の概要と最近の動向

- 第 1 節 **マネー・ローンダリングやテロ資金供与、拡散金融とは？** …… 2
- 1 • マネー・ローンダリングの概要とプロセス
 - 2 • テロ資金供与の概要とプロセス
 - 3 • 拡散金融の概要とプロセス
 - 4 • マネロンやテロ資金供与、拡散金融の共通項
- 第 2 節 **マネー・ローンダリング等の最近の手口** …… 6
- 1 • マネロン事案
 - 2 • テロ資金供与事案
 - 3 • 拡散金融事案
- 第 3 節 **マネー・ローンダリング等のリスクが高い顧客や取引** …… 10
- 1 • リスクの高い商品・サービスとは？
 - 2 • リスクの高い国・地域とは？
 - 3 • リスクの高い取引形態とは？
 - 4 • リスクの高い顧客属性とは？
- 第 4 節 **国際的な対策の取組みと最近の動向** …… 18
- 1 • FATFの主な活動とこれまでの取組み
 - 2 • 日本国内の対策と変遷

第 2 章

マネー・ローンダリング対策に関する法制度

- 第 1 節 **マネー・ローンダリング等対策の関係法令** …… 34
- 1 • 犯罪収益移転防止法
 - 2 • 外為法
 - 3 • 組織的犯罪処罰法
 - 4 • 麻薬特例法
 - 5 • テロ資金提供処罰法
 - 6 • 国際テロリスト財産凍結法

第2節	マネロン等対策に関わる関係省庁の役割と取組み	40
	1・関係省庁の連携体制	
	2・マネロン等対策に関する行動計画	
	3・金融機関に関わる主な省庁の取組み	
第3節	犯罪収益移転防止法による規制	46
	1・犯罪収益移転防止法の目的	
	2・犯罪収益移転防止法の主な規定内容	
	3・犯罪収益移転防止法に関する留意事項について	
第4節	「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」の内容	57
	1・策定の経緯と目的	
	2・概要と特徴	
	3・主な内容	
第5節	犯罪収益移転危険度調査書の主な内容	64
	1・犯罪収益移転危険度調査書とは？	
	2・令和5年調査書の内容	
第6節	金融検査結果事例集の参考ポイント	70
第7節	金融庁が公表する「現状と課題」の内容	72
	1・マネロン等対策の「現状と課題」とは？	
	2・2023年6月公表の「現状と課題」の内容	
	3・地域金融機関の課題	
	4・地域金融機関の好事例	

第 3 章

マネー・ローンダリング対策の実務と対応方法

第 1 節	取引時確認の確認事項と手続き	80
	1 ● 取引時確認が必要になる特定取引等	
	2 ● 取引時確認の対象となる「顧客等」	
	3 ● 顧客等についての確認方法	
	4 ● 代表者等との取引の場合の確認方法	
	5 ● 本人特定事項の確認方法と確認書類	
	6 ● 顧客管理事項の確認方法	
	7 ● 実質的支配者の確認方法	
	8 ● 資産・収入状況の確認方法	
	9 ● 取引時確認の特則	
	10 ● 取引時確認済みの顧客の確認方法	
	11 ● 「留意事項」に示された5つの措置	
第 2 節	確認記録や取引記録の作成・保存の方法	98
	1 ● 確認記録の作成・保存のルール	
	2 ● 取引記録の作成・保存のルール	
第 3 節	リスクに応じた顧客管理措置の実践方法	101
	1 ● リスクの高い顧客・取引への対応	
	2 ● 送金取引のリスクと検証ポイント	
	3 ● 外国人に対する対応の留意点	
第 4 節	疑わしい取引の届出制度と実務上の留意点	106
	1 ● 疑わしい取引の届出制度とは？	
	2 ● 届出が義務付けられる「届出事業者」	
	3 ● 疑わしい取引の届出が必要な場合	
	4 ● 疑わしい取引の判断基準と判断方法	
	5 ● 内報の禁止について	
	6 ● リスク低減措置への活用	
第 5 節	外為法で求められる実務と確認手続き	116
	1 ● 外為法と犯収法の関係性と相違点	
	2 ● 外為法の本人確認義務	
	3 ● 「経済制裁措置」と「適法性の確認義務」	
	4 ● 外為取引に係る通知義務（犯収法）	

- 5 ● 外為業務に関連する報告義務
- 6 ● 外為法令遵守ガイドライン

第6節 マネー・ローンダリング等対策の態勢構築・強化策 …… 148

- 1 ● 経営陣の理解と関与
- 2 ● 組織体制と管理態勢整備
- 3 ● 管理の枠組みであるPDCAサイクルの構築
- 4 ● 役職員への教育・研修

第7節 リスクベース・アプローチによる対応強化 …… 155

- 1 ● リスクベース・アプローチとは？
- 2 ● リスクベース・アプローチの定義
- 3 ● 第4次審査で指摘された課題
- 4 ● リスクベース・アプローチの実施方法
- 5 ● リスクの特定方法
- 6 ● リスク特定のための枠組みと取組体制
- 7 ● リスク評価に必要な情報収集と判断方法
- 8 ● リスク低減の考え方
- 9 ● リスク評価の見直し方
- 10 ● リスク評価書の策定方法
- 11 ● 顧客ごとのリスク評価の手法
- 12 ● リスクスコアモデルの構築方法

第8節 リスク低減のための継続的顧客管理 …… 172

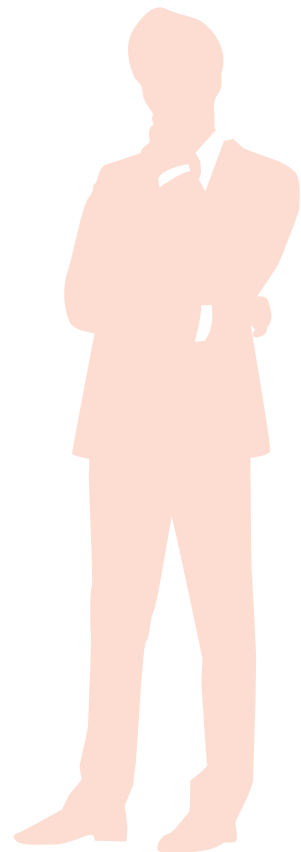
- 1 ● 顧客受入方針の策定と定めておくべき内容
- 2 ● 顧客管理プロセスと内容
- 3 ● 取引時確認
- 4 ● 取引フィルタリングシステムの仕組み
- 5 ● 取引モニタリングシステムによる検知
- 6 ● マネロン等対策システムの見直し
- 7 ● システムによる顧客リスク評価の基準設定
- 8 ● 継続的顧客管理の意義・目的
- 9 ● 継続的顧客管理のためのシステム整備
- 10 ● 定期レビューとイベントドブリン

第9節 第4次対日審査で指摘された課題と解決策 …… 185

第4章

マネー・ローンダリング対策の高度化に向けた取組み

- 第1節 国内外における対策の高度化に向けたシステム上の取組み 190
- 1 • 本人特定事項の確認の高度化
 - 2 • 取引フィルタリングの高度化
 - 3 • 取引モニタリングの高度化
 - 4 • 顧客管理（CDD）の高度化
- 第2節 行政庁による高度化に向けたこれからの規制 197
- 第3節 今後、金融機関に求められる対応 220
- 1 • デジタル化等の施策とリスク管理の両立
 - 2 • 共同化の取組み
 - 3 • 「顧客」にフォーカスした対応



第1節

マネー・ローンダリングや テロ資金供与、 拡散金融とは？

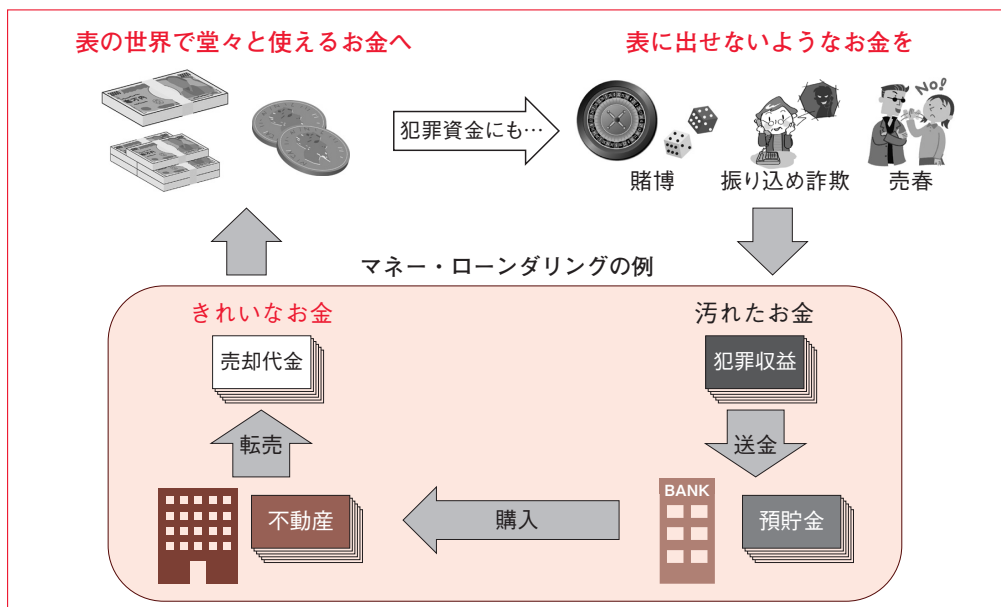
1 マネー・ローンダリングの概要とプロセス

マネー・ローンダリング（Money Laundering：資金洗浄。以下、マネロン）とは、違法な行為による収益の出所を隠すことです。例えば、麻薬密売人が麻薬密売代金を偽名で開設した預貯金口座に隠匿したり、詐欺や横領の犯人が騙し取ったり不法領得したお金をいくつもの預貯金口座に転々と移動させて、その出所を分からなくするような行為をいいます。

マネロンを行うことにより、本来、表の世界（合法的な経済活動の舞台）に出せない犯罪収益を表の世界で堂々と使うことが可能となります（図表1-1-1参照）。

マネロンを放置すると、犯罪収益が将来の犯罪活動に再び利用されたり、犯罪組織

図表1-1-1 マネロンの概要



(出所) JAFIC「マネー・ローンダリング対策のための事業者による顧客管理の在り方に関する懇談会（平成22年7月報告）」より抜粋、作成

がその資金をもとに合法的な経済活動に介入し、健全な経済活動に重大な悪影響を及ぼしたりするおそれがあります。そのため、マネロン対策は、犯罪対策上の観点のみならず、経済活動の健全な発展の観点からも重要な課題となっています。

特に近年は、合法的な経済活動のほか、犯罪や犯罪収益についても容易に国境を越え、移動するなどクロスボーダー化が進展しています。そうした中、一国のみが規制を強化しても、犯罪収益は規制の緩い国へ流れていってしまいます。マネロン対策を実効的に行うには、国際的な協調が不可欠ということになります。

2 テロ資金供与の概要とプロセス

テロ資金供与とは、通常の経済活動によって得られた資金や犯罪行為によって不正に得られた資金を、複雑・不透明なシステムで、テロリストに提供することです（**図表1-2-2**）。テロリストやテロの支援者は自らの存在を隠すため、金融システムや現金等を悪用し資金の流れを分かりにくくしています。テロリストは活動資金を得るため、あの手この手と手口を変えます。

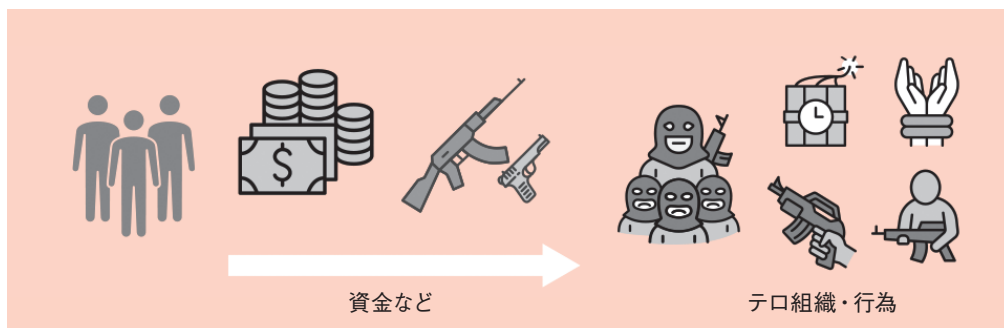
テロ資金供与には、以下のような特性があることが指摘されています。

- テロ資金は、テロ組織によるその支配地域内の取引等に対する課税、薬物密売、詐欺、身代金目的誘拐等の犯罪行為、外国人戦闘員に対する家族等からの金銭的支援により得られるほか、団体や企業等による合法的な取引を装って得られること
- テロ資金供与に関係する取引は、テロ組織の支配地域内に所在する金融機関への国際送金等により行われることもあるが、マネロンに関係する取引よりも少額でありうるため、事業者等が日常的に取り扱う多数の取引の中に紛れてしまう危険性があること
- テロ資金の提供先として、イラクやシリア、ソマリア等が挙げられるほか、それらの国へ直接送金せずに、トルコ等の周辺国を中継すること

欧米諸国をはじめとする国々でテロ事件が発生するなど、国際テロ情勢は依然として厳しい状況にあります。テロの脅威が国境を越えて広がっていることから、各国が連携してテロ資金供与対策を講ずることが不可欠です。

日本においても、ISIL（Islamic State in Iraq and the Levant：いわゆるイスラム国）関係者と連絡を取っていると称する者や、インターネット上でISILへの支持を表明している者が存在しています。過去には、ICPO国際手配被疑者の不法入国事件も発生しており、過激思想を介して緩やかにつながるイスラム過激派組織のネットワー

図表1-1-2 テロ資金供与のイメージ



(出所) 財務省ホームページをもとに作成

クが日本にも及んでいることを示しています。

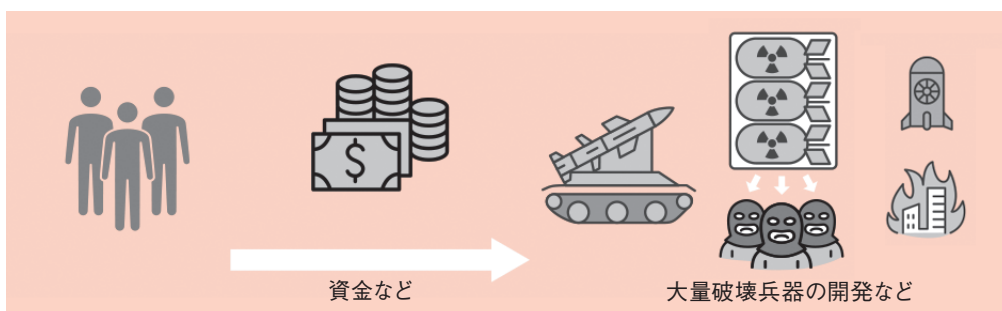
日本国内において、国際連合安全保障理事会が指定するテロリスト等によるテロ行為は確認されていませんが、今後、ISILやアル・カーイダ関連組織等の過激思想に影響を受けた者によるテロが発生する可能性は否定できません。また、仮にテロ行為自体は外国において行われるとしても、その資金が日本の金融システムを通じて提供されるおそれがあり、十分に警戒すべきです。

3 拡散金融の概要とプロセス

拡散金融とは、核・化学・生物兵器といった大量破壊兵器等の開発や保有、輸出等に関与するとして資産凍結等措置の対象となっている者（経済制裁対象者）に、資金または金融サービスを提供する行為のことをいいます（図表1-1-3参照）。

経済制裁対象者は、経済制裁を回避して資金を調達するため、高度なスキームやテ

図表1-1-3 拡散金融のイメージ



(出所) 財務省ホームページをもとに作成

クニックを駆使します。例えば、商品の不正な輸出入、外交官や法人の悪用、サイバー攻撃などです。資金の受け手である自身の存在を隠すため、正当な商取引を装ったり、あるいは不透明なルートで資金を移転させたりします。

拡散金融による脅威は国際的な問題です。日本は北朝鮮による核実験や弾道ミサイルの発射等のリスクにさらされており、対岸の火事ではありません。国際社会と協力して、経済制裁対象者に資金が流れないように対策を講じる必要があります。

4 マネロンやテロ資金供与、拡散金融の共通項

マネロンは、収益の源泉や資金の出所に違法性があるものです（不法な収益を生み出すもとなる犯罪を「前提犯罪」という）。一方、テロ資金供与と拡散金融は、資金の出所というよりも、資金の移転先に問題があるものといえます。

マネロンとテロ資金供与・拡散金融を比べると、①テロ資金供与・拡散金融は資金が必ずしも違法な手段で得られたものとは限らないこと、②送金先等に関して注意を要する国・地域等が異なる場合があることなどの相違点があります。

ただし、いずれの行為も違法である点は変わりません。資金の移動に関し、様々な取引や商品・サービスを悪用して正当な取引であることを仮装するなどの手口により、その発見を免れようとすることも同じです。

したがって、金融機関が講ずるべき基本的な対策のあり方は、共通することになります。それゆえ、これら3つはまとめて語られることが多いのです。

図表1-1-4 マネロン、テロ資金供与、拡散金融

	マネロン	テロ資金供与	拡散金融
資金の出所	犯罪によって得られた収益	資金の出所は問わない	資金の出所は問わない
資金移転の目的	収益の出所や真の所有者を分からないようにすることで、捜査機関による発見や検挙を免れるため	テロ行為の実行、テロリストの活動支援のため	大量破壊兵器の拡散行為（開発や取引等）の支援のため
手口	主体や取引の正当性の仮装など		
対策	顧客の本人特定事項その他の事項の確認、取引フィルタリング、取引モニタリング、疑わしい取引の届出など		

第2節

マネー・ローンダリング等の最近の手口

1 マネロン事案

1 検挙事例

2022年中の犯罪収益等隠匿事件のうち、他人名義の口座への振込入金の手口を用いるものが多くを占めており、他人名義の口座がマネロンの主要な犯罪インフラになっていると指摘されています。検挙事例としては、以下のようなものがあります。

○特殊詐欺、電子計算機使用詐欺事件に係る犯罪収益等隠匿

無職の男らは、特殊詐欺グループが被害者に指示して他人名義の口座に入金させた被害金を、別の他人名義の口座に振込送金していたことから、組織的犯罪処罰法違反（犯罪収益等隠匿）で検挙した。

○特殊詐欺事件に係る犯罪収益等隠匿

コンサルタント業の男らは、特殊詐欺グループが騙し取った電子マネーの利用権を売却処分する際、他人が経営する合同会社の名義で電子マネー売買サイトに出品し、他人になりすまして売却していたことから、組織的犯罪処罰法違反（犯罪収益等隠匿）で検挙した。

○電子計算機使用詐欺事件に係る犯罪収益等隠匿

会社員の男は、自己名義の銀行口座に振込入金された犯罪収益で暗号資産を購入し、氏名不詳者が管理する暗号資産アドレスに移転したことから、組織的犯罪処罰法違反（犯罪収益等隠匿）で検挙した。

（出所）警察庁「犯罪収益移転防止に関する年次報告書（令和4年）」

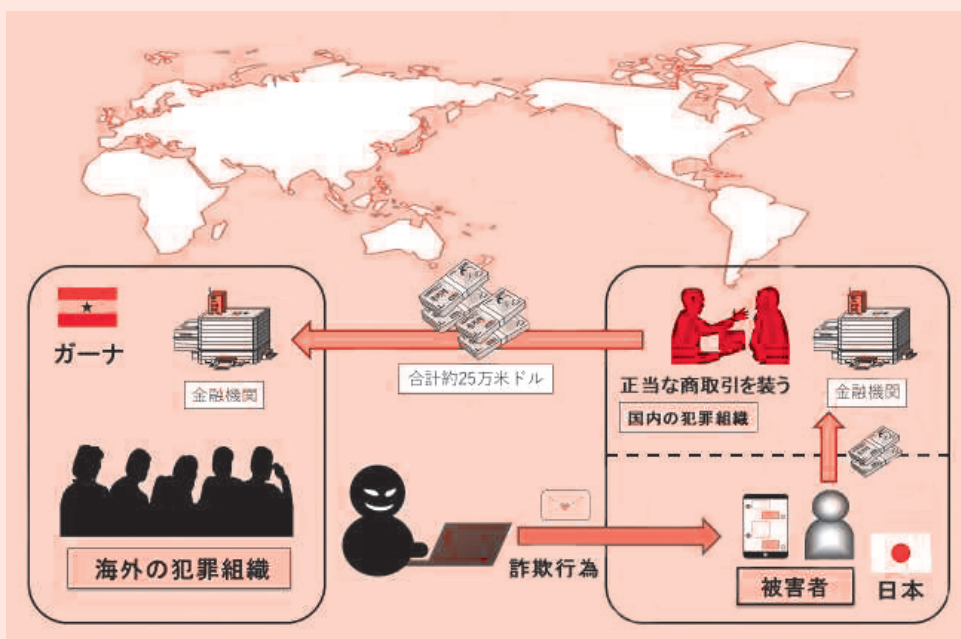
2 国際的なマネロン事案

海外で行われた詐欺の犯罪収益を正当な資金のように見せかけたり、ソーシャル・ネットワーキング・サービス（SNS）等を通じて知り合った者から騙し取った犯罪収

益を正当な海外送金に見せかけたりして、真の資金の出所や所有者、資金の実態を隠匿しようとするマネロン行為も行われています。検挙事例としては、以下のようなものがあります。

○詐欺事件に係る犯罪収益等隠匿

会社従業員の男は、詐欺で得た犯罪収益等をガーナ共和国の銀行に開設された口座に送金する際、内容虚偽であるカカオ豆等購入代金の請求書を日本国内の銀行に提出するなどして正当な商取引に関する資金決済を装ったことから、組織的犯罪処罰法違反（犯罪収益等隠匿）で検挙した。



(出所) 警察庁「犯罪収益移転防止に関する年次報告書（令和4年）」

2 テロ資金供与事案

日本では、これまでテロ資金供与の検挙事例はありませんが、海外の事例としては、以下のようなものがあります。

○社会保障保険口座の資金の送金（インドネシア）

2017年から2018年までの間、人物Aは既にシリアにおいてISILに参加している兄弟BとCに対し、最大60,000,000インドネシアルピー（4,000米ドル相当）を送金した。Aは、Bの身分証明書を使用して同人の社会保障保険口座から現金を引き出し、

個人情報の取扱いについて

株式会社経済法令研究会および組織内団体（銀行業務検定協会、日本コンプライアンス・オフィサー協会、日本ホスピタリティ検定協会。以下、「弊社」といいます）では、個人情報の重要性を認識し、その保護の徹底を図るため、以下の方針に基づいて、個人情報の取扱いを行います。

1. 個人情報の利用目的

- 通信教育の実施・運営（教材、添削レポート、修了証書等の発送および成績管理、受講料の入金管理など）のため
- 弊社が発行する書籍等、各種情報のご案内のため

2. 個人情報の取扱い業務の委託

個人情報の取扱業務の全部または一部を外部に業務委託する場合があります。その際、弊社は、個人情報を適切に保護できる管理体制を敷き実行していることを条件として委託先を厳選したうえで、機密保持契約を委託先と締結し、お客様の個人情報を厳密に管理させます。

3. 個人情報の開示等の請求

お客様は、弊社に対してご自身の個人情報の開示等（利用目的の通知、開示、内容の訂正・追加・削除、利用の停止または消去、第三者への提供の停止）に関して、当社問合せ窓口に申し出ることができます。その際、弊社はお客様ご本人を確認させていただいたうえで、合理的な期間内に対応いたします。

4. 個人情報を提供されることの任意性について

お客様がご自身の個人情報を弊社に提供されるか否かは、お客様のご判断によりますが、もしご提供されない場合には、適切なサービスが提供できない場合がありますのであらかじめご了承ください。

※詳しくは、弊社ホームページをご覧ください。（<https://www.khk.co.jp/site/privacy.php>）

マネー・ローンダリング対策徹底理解コース text

発行人 志 茂 満 仁
発行所 (株)経済法令研究会
〒162-8421 東京都新宿区市谷本村町3-21
代表03(3267)4811 企画・制作03(3267)4814
受講手続・変更連絡等03(3267)4813

営業所／東京03(3267)4812 大阪06(6261)2911 名古屋052(332)3511 福岡092(411)0805

表紙デザイン・本文レイアウト／(株)アド・ティーエフ 制作／湊 由希子 印刷・製本／あづま堂印刷(株)

経済法令研究会のホームページ
<https://www.khk.co.jp/>